

鹿児島県立短期大学研究活動の不正行為防止に関する規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島県立短期大学研究活動の不正行為防止に関する規程(以下「規程」という。)第20条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、特に定める場合のほか、規程の定めるところによる。

(研究データの保存・開示)

第3条 本学において研究に従事する全ての者は、研究データを一定期間保存し、委員会からの求めなど、必要に応じて開示できるよう適切に保管・管理するものとする。

2 研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則5年とする。

(相談及び告発等の取扱い)

第4条 相談及び告発等の取扱いについては、規程第9条及び第10条に定めるもののほか、本条各項に定めるところによるものとする。

2 匿名による告発があった場合、報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、他の研究機関から本学へ事案が回付された場合及び不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 告発の意思を明示しない相談を受けた場合は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

4 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談や告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、委員長は、対象者に警告を行うものとする。

(予備調査)

第5条 予備調査については、規程第12条及び第13条に定めるもののほか、本条各項に定めるところによるものとする。

2 委員長は、予備調査の結果報告を受け、原則として告発の受付から30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。

3 委員長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとし、予備調査に係る資料等は保存し、配分機関等や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第6条 本調査については、規程第14条及び第15条に定めるもののほか、本条各項に定めるところによるものとする。

2 本調査委員会の委員の過半数は、外部有識者で構成するものとする。

3 委員会は、本調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に示すものとし、告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立てをすることができる。

4 前項に規定する異議申立てがあった場合、委員会は内容を審査し、その内容が妥当で

あると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

- 5 本調査委員会は、調査の過程において、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 委員会は、他の研究機関の調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることとする。
- 7 委員会は、被告発者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
(審議・認定)

第7条 不正行為の審議・認定については、規程第16条に定めるもののほか、本条各項に定めるところによるものとする。

- 2 委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われた否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- 3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 5 委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことのできないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 6 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の異議申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、委員会に異議申立てをすることができる。
- 7 異議申立ての審査は委員会が行うこととし、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものであり、かつ委員長が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 8 委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る異議申立てがあったとき、異議申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときは、告発者に通知するものとする。加えて、文部科学省及び配分機関等にも同様に通知するものとする。
- 9 委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を被告発者（被告発者が他の研究機関に所属する場合は当該機関を含む）及び告発者に通知するものとする。加えて、文部科学省及び配分機関等にも同様に通知するものとする。
- 10 悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申立てがあった場合、委員会は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、文部科学省及び配分機関等にも同様に通知するものとする。

11 前項に規定する異議申立てについては、委員会は原則として30日以内に再調査を行い、その結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、文部科学省及び配分機関等にも同様に通知するものとする。

(配分機関への報告等)

第8条 委員会は、次の各号により配分機関への報告及び調査への協力をするものとする。

(1) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

(2) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(3) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(調査結果の公表)

第9条 調査結果の公表については、本条各項に定めるところによるものとする。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果として次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 不正行為に関与した者の氏名・所属

(2) 不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 本調査委員会委員の氏名・所属

(5) 本調査の方法・手順等

(6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果として次の各号に掲げる内容を公表する。

(1) 不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことを含む。)

(2) 被告発者の所属

(3) 本調査委員会委員の氏名・所属

(4) 本調査の方法・手順等

(5) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

附 則

この細則は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年6月10日から施行する。